

議第23号

京都市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

京都市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例の一部を改正する条例
を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例の一部を改正
する条例

京都市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例の一部を次のように改
正する。

第2条の見出しを「(勤務時間等)」に改め，同条に次の1項を加える。

- 2 任命権者が職員に対して前項に規定する勤務時間を超えて勤務すること
又は第4条に規定する休日等に勤務することを命じる場合におけるこれら
の勤務に関し必要な事項は，人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は，平成31年4月1日から施行する。

提案理由

任命権者が職員に対して正規の勤務時間を超えて勤務すること又は休日等
に勤務することを命じる場合におけるこれらの勤務に関し必要な事項を人事
委員会が定めることとする必要があるので提案する。